

くらしの情報ガイド

お知らせ

自治会連合会・環境衛生協会
自治会連合会(会長：藤田一、副会長：廣利英夫・室井明)と環境衛生協会(会長：浅川好雄、副会長：山村豊成・天野英明)はそれぞれの総会で、「芦屋庭園都市宣言」(平成16年1月1日)を受け、16年度事業として『一度は日本の芦屋という美しいまちを訪れてみたい』といわれるまちづくりを目指すことを確認しました。
自治会連合会事務局(☎38-2007 市民参画課内)・環境衛生協会事務局(☎38-2050 生活環境部総務課内)

電波に関する相談
テレビ・ラジオの受信障害等でお困りの方は、下記へご相談ください。
総務省近畿総合通信局 ☎06-6942-8567
電波適正利用推進協議会近畿事務局 ☎06-6941-5188/FAX06-6941-5293

母子家庭等特別相談
☎9月9日(木)＜要予約＞ 市役所北館4階第8会議室 母子(父子)家庭および専業主婦のかた 関弁護士による法律相談 ☎8月27日(金)までに、児童課へ 関児童課(☎38-2045)

催し

ACAトワイライトコンサート
☎8月20日(金)18時～19時 芦屋1階広場 関第87回「ハワイ島の夕べ」 関レイ・オブ・スターズ ☎100人 関国際交流協会(☎34-6340)

「源氏物語」原典を読む講座
☎8月23日(月)10時～12時 市市民センター401室 関京都構女子大学教授・鈴木紀子氏 ☎1,400円(2回分) 関直接会場へ 関谷崎潤一郎記念館(☎23-5852)

心のふれあう市民のつどい
☎8月26日(木)13時30分～16時 関塚塚ホテル 関講演「人生を楽しむ方法」 太鼓演奏 関&関ビーター・フランク氏 和太鼓集団・熱光(ひかり) 関塚塚市人権啓発課(☎77-2013)

第18回 芦屋市民絵画展作品募集

受付 9月5日(日)午前10時～午後4時 / 市民センター301室 対象者 市内在住・在勤・在学(高校生以上)のかた 対象作品 絵画一般(日本画、洋画)で自作、未発表の作品。50号(116.7×90.9cm)以内で額装し、ヒモをつけること 出品料 500円(1人1点に限り) 展示期間 9月8日～12日 / 市民センター301・302室で展示(午前9時～午後7時、最終日は午後3時まで)
問い合わせ 文化振興財団 ☎31-4962

テレビ広報ガイド

芦屋市広報番組	あしや30	放送時間(30分)
芦屋市の動き	小学生チームダブルダッチ世界3位!ほか	8:00
芦屋市政キララ!	「守りたい芦屋の環境 地球の環境」	11:30
広報トビックス	トライ・やるウィーク、親子ラジビエ教室	16:00
世界の童謡(フランス)	「オ・クラ・ドゥ・ラ・ルナ(月の光に...)」	19:30
夏休み特集	「夏休み こどもたんけん物語」	22:30
イベント案内	美術博物館の催し「コシノヒロコシンパシー」	VTRの貸出可
8月22日(日)は「J-COMプレビューデー」のため、の放送はありません。 8月28日(土)は「J-COM 生中継」のため、の放送はありません。 番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 CATV全般に関する問い合わせ ケーブルネットワーク神戸芦屋(J-COM Broadband神戸・芦屋) ☎0120-13-8160		

土曜・日曜日の消費生活電話相談

ウィークエンドテレホン ☎06-6366-0110
毎週土曜日・午前10時～午後4時
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
日曜電話相談 ☎06-6203-7684
毎週日曜日・午前10時～午後4時
全国消費生活相談員協会

「事例」路上で「アンケート」に答えてと声をかけられ店に連れていかれた。無料で体験エステを受けている最中に高額な痩身コースを勧められ、断りきれなくなって契約。その後もエステを受ける度に、修正下着、美顔コース、宝石などを次々勧められ、クレジットの支払いが月に七万円にもなって支払えない。
「事例」無料チケットをあげると言われ、エステの店に行った。今のうちに手入れをしておかないと大変なことになると脅されて、美顔コースを契約。その後、七十万円もする修正下着を買ってしまった。友達に相談したら、その友達も同じエステで契約していた。インターネットで調べたら、次々に契約させる会社だといことがわかった。

「事例」割引クーポンがあったのでエステに行った。服を脱がされ毛布でくるまれ、スチムを当てられた状態でコースを勧められ、断れなかった。その後同じような状況で健康食品と美顔器を買われた。エステの契約は、継続的役務取引に該当するので、八日以内ならクーリング・オフができます。クーリング・オフ経過後は中途解約ができ、

消費生活センターのご案内

センターでは、悪質商法、食品・商品情報、省エネ、金融知識、相談先情報など、消費生活に関するさまざまな図書やビデオを、貸し出しています。また、持ち帰りできる各種リーフレットやサイクル手芸展示もしています。
お気軽に、お立ち寄りください。

出前講座のご案内

消費生活センターでは、10人以上のグループからの依頼があれば、ご希望の場所へ出向き、講座を行っています。
悪質商法の話、食品の安全の話、リサイクル手芸、その他ご希望のテーマをお知らせください。(2時間程度)

「下水」の水質検査結果

項目	平成16年6月16日(水)		平成16年7月1日(木)		活性汚泥処理による基準
	検	値	検	値	
温度(℃)	25.4	27.9			
検水名	流入水	処理水	流入水	処理水	
水温(℃)	23.8	23.3	25.2	24.9	
P	7.3	6.7	7.3	6.6	5.8～8.6
S	64	1	60	3	70以下
BOD	88	1	82	2	20以下
大腸菌群数(個/ml)	0	128,000	0	0	3,000以下
備考	前日 晴れ 前々日 晴れ	前日 晴れ 前々日 晴れ	前日 晴れ 前々日 晴れ	前日 晴れ 前々日 晴れ	

用語の説明【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い【SS】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

平成15年度 消費生活相談のまとめ

増え続ける消費者トラブル～架空請求が激増！～

問い合わせ 消費生活センター ☎38-2034
平成15年度に消費生活センターへ寄せられた「消費生活相談」の件数は1,461件で、前年度に比べると399件(38%)の増加です。
詐欺的な架空請求が激増し、払わないと家や職場に集金に行くとか、法的手続きをとるとする脅しの文句に驚いて多くのかたから相談があり、有料サイトや融資等の架空請求の相談だけで345件に上りました。

エステの次々契約

若い女性から、商店街などで無料だからと声をかけられたり、無料体験チケットをもらったりから、軽い気持ちでエステを受けたところ、次々に高額な契約を勧められ、断りきれなくなって契約してしまったという相談がよくあります。
「事例」路上で「アンケート」に答えてと声をかけられ店に連れていかれた。無料で体験エステを受けている最中に高額な痩身コースを勧められ、断りきれなくなって契約。その後もエステを受ける度に、修正下着、美顔コース、宝石などを次々勧められ、クレジットの支払いが月に七万円にもなって支払えない。
「事例」無料チケットをあげると言われ、エステの店に行った。今のうちに手入れをしておかないと大変なことになると脅されて、美顔コースを契約。その後、七十万円もする修正下着を買ってしまった。友達に相談したら、その友達も同じエステで契約していた。インターネットで調べたら、次々に契約させる会社だといことがわかった。

困ったときは、お早めに消費生活センターへご相談ください

悪質業者は、甘い言葉で巧妙に、また強引に契約を迫りますが、本当に必要か冷静に考え、いらぬものははっきり断ることが肝心です。どんな場合でも、その場で契約せず、家族や周りの人に相談したり、他の業者・商品とも比較するなど慎重にしましょう。
消費者を守るクーリング・オフ制度
訪問販売・電話勧誘販売などで契約してしまった場合、契約書面を受け取ってから8日以内(マルチ商法・内職商法は20日以内)であれば無条件で解約できるクーリング・オフ制度があります。はがきで「解約通知」を書き、郵便局から配達記録郵便で出しましょう。「消費者契約法」では、不実を告げられたり、不利な情報を知らされなかったり、「帰って欲しい」「帰りたい」と言ったが、聞いてくれないで契約してしまった等の場合は、その事実を立証すれば契約を取り消すことができます。また、消費者に一方的に不利な、契約条項等が無効にできます。

家の補修・リフォーム工事

家の補修・リフォーム工事に関する相談も増え続けています。中でも、家庭訪問による業者の悪質な点検商法が目立ちました。
「事例」突然家を訪れた業者が「近所に工事に来たが、あなたの家の瓦が割れている。千円で直してあげましょう」と言うので屋根が上がってるところで携帯で撮った屋根の写真を見せられ「全面的に傷んでいる。直しておかないと大変なことになる」と、五十万円の契約をさせられた。
心配になり他の業者に見てもらったら、修理の必要はないと言われた。この件は、契約後八日以内だったため、クーリング・オフで解決できました。
他にも、消費者に見えないのいをい事に危機感を煽って、必要のない床下補強や、湿気対策、白蟻駆除などの工事を、次々に契約させる手口があります。
また、工事が必要な時は信頼できる業者を見ましょう。

わが家の耐震改修促進事業

阪神・淡路大震災では家屋の倒壊による人的被害が大きく、死因の9割近くを占めました。このことから昭和56年以前に建設された住宅を対象に「わが家の耐震診断推進事業」を実施したところ、大部分が耐震性の劣るものであることが判明しました。
県では、今後予想される大きな地震に備えこれから住宅の耐震改修計画策定および耐震改修工事を行うかたに対し、その費用の一部を補助しています。すでに完了した工事等は、対象外です。
昭和56年5月31日以前に着工された住宅にお住まいで、耐震改修工事を計画中のかたは、市の窓口で相談や申請の受付をしていますので、お気軽にご相談ください。
問い合わせ 建築指導課 ☎38-2114

サラ金・ヤミ金等 金融関連相談が大幅増

金融に関連した相談は百四十一件あり、平成十四年度に比べ七十六%増、十三年度から四倍以上の増加です。借りた覚えのない融資の返済を迫る強迫じみたはがきが来たという架空請求が多くありましたが、多量債務やローンの返済に困っているという相談や、チラシのサラ金業者にだまされたという相談も多く、特に高齢者からの相談が目立ちました。
「事例」チラシを見て、安い金利に引かれ三百万円の融資を申し込んだら、身分確認のため、まず紹介する金融業者から三十万円を借りて指定の口座に振り込んでください。その後融資の振り込みをしますと言われ、振り込んだ。しかしいくら待っても融資がなく、電話も通じない。借りた業者からは返済を迫られている。
この事例では、業者に連絡がつかずお金を取り戻すことはできませんでしたが、融資を依頼した時、先にお金を振り込むような要求する業者は危険です。低利をついた広告の裏に気を付けてください。

資格講座・内職商法の二次被害

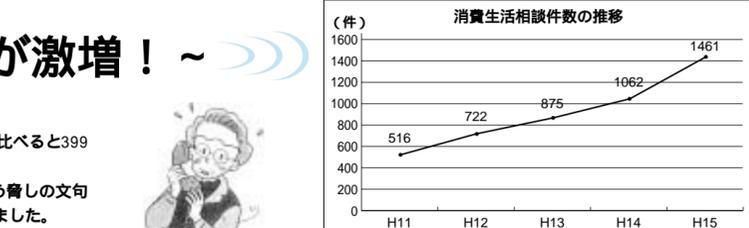
以前に資格講座や教材等を契約したことがある人に対して、未修了なのを理由に、別の契約を迫られたり、高額な解約手数料を要求されたりする二次被害があります。
「事例」突然の電話で、「以前契約した講座を修了していない。登録抹消の手続きをするには四十七万円更新して受講するなら三十万円が必要」と選択を迫られた。
「事例」資格を取れば内職ができる」と言われ教材の契約をしたが、突然、信販会社を名乗る電話で、「業者が倒産したので信販会社から九十万円が返金されるが、連約金二十万円が必要なので振りこむように」と言われた。
この事例の場合、受講を途中で放棄するのは受講者の自由です。きつ

家の補修・リフォーム工事

家の補修・リフォーム工事に関する相談も増え続けています。中でも、家庭訪問による業者の悪質な点検商法が目立ちました。
「事例」突然家を訪れた業者が「近所に工事に来たが、あなたの家の瓦が割れている。千円で直してあげましょう」と言うので屋根が上がるところで携帯で撮った屋根の写真を見せられ「全面的に傷んでいる。直しておかないと大変なことになる」と、五十万円の契約をさせられた。
心配になり他の業者に見てもらったら、修理の必要はないと言われた。この件は、契約後八日以内だったため、クーリング・オフで解決できました。
他にも、消費者に見えないのいをい事に危機感を煽って、必要のない床下補強や、湿気対策、白蟻駆除などの工事を、次々に契約させる手口があります。
また、工事が必要な時は信頼できる業者を見ましょう。

税のQ & A

Q 市民税の均等割の税額が上がったように思われるのですが?
A 平成十六年度税制改正により、個人市民税均等割が年額三千円になりました。同時に、県民税均等割が年額千円になりました。合計四千円になります。改正前は、人口規模に応じて三段階の税率区分(年額千円、二千五百円、三千円)が設けられていたが、人口規模による町村の行政サービスの格差はなくなってきたことから、市民税均等割の税率を年額千円に全国的に統一することにしました。
個人の均等割とは、前年の所得が一定以上あるかたが課税され、定額で納めていただく税額です。
問い合わせ 課税課市民税担当 ☎38-2016



身に覚えのない有料サイト利用料の請求が多発!

電話・インターネットに関するトラブルは百六十一件で、前年度の二・五倍になりました。中でも、利用した覚えのない有料サイト利用料の請求に関するものが二百七十五件にも上りました。「新聞などで知ってはいたものの、実際に自分のIDで請求がくるので、放っておいても大丈夫なのか心配になって」という人がほとんどですが、中には自分から問い合わせの電話をして、相手に言われるままに三回三回合計三百万円も振り込んでしま

身に覚えのない有料サイト利用料の請求が多発!

まったという人もありました。また「迷惑メールに、すっかりウリウリしたところ、登録料を請求された」「無料となっていた出会い系サイトを利用したら、高額な請求がきた」というものも多くなりました。「架空請求への対処法」
覚えのない請求には一切応じず、絶対に支払わない。
問い合わせ等、こちらから業者への連絡は一切しない。自分の個人情報や伝えないことである。

身に覚えのない有料サイト利用料の請求が多発!

執拗な請求には携帯電話の電話番号やメールアドレスなどを変更する等の、自衛手段をとるようにしてください。
興味本位で迷惑メールにアクセスするのは、止めましょう。

15年度も電話・インターネット関連のトラブルがトップ!

順位	商品・役務名	15年度	14年度	13年度
1	電話・インターネット関連サービス(有料サイト、プロバイダ、迷惑電話・メール等)	361件	144件	104件
2	サラ金・ヤミ金・クレジット等金融関連	141	80	34
3	賃貸・戸建住宅・マンション等の契約トラブル、不具合等	86	103	114
4	賃貸・戸建住宅・分譲マンション等の修理、リフォーム工事	61	56	35
5	各種 資格講座・学校・教室	37	41	33
6	エステ(美顔、美容、脱毛、痩身等)	25	12	20
7	新聞(契約・解約のトラブル等)	23	20	20
8	クリーニング(シミ、色落ち、縮み、紛失等)	23	19	24
9	浄水器・活水器	20	26	13
10	教材	20	16	7
11	金融商品(投資信託、証拠金取引、先物取引等)	18	14	21
12	布団類(磁気布団、羽毛布団等)	16	15	3

わが家の耐震改修促進事業

補助金額(住宅耐震診断・改修計画策定費)
戸建て住宅・最高額16万円 / 共同住宅・最高額4万円
補助金額(住宅耐震改修工事費)
戸建て住宅 工事費200万円未満...補助額30万円
200万～300万円未満...補助額40万円
工事費300万円以上...補助額50万円
共同住宅 工事費50万円未満 / 戸...補助額7.5万円×戸数
工事費50万～75万円未満 / 戸...補助額10万円×戸数
工事費75万円以上 / 戸...補助金12.5万円×戸数
補助金の合計には、限度額が設定されています。

市町村の区分	市町村均等割額		道府県均等割額(変更なし)
	改正後	改正前	
人口50万以上の市と東京都23区	3,000円	3,000円	1,000円
人口5万以上 50万未満の市	2,500円	2,500円	
人口5万未満の市と町村	2,000円	2,000円	